

倒産概念の整理と拡張

Expansion of Bankruptcy Concept for the Analytical Purposes

岡崎一浩 †

Kazuhiro Okazaki

Abstract Statistical analysis of bankruptcy and has been tried to estimate the probabilities of the bankruptcy by using fact finding method, data mining method, hazard model method and other analytical and statistical methodology. However, the bankruptcy has not been successfully estimated by those methodologies because companies could be survived after they receive new fund injections for the non-economical reasons and for the window-dressings, even though they are not financially sound. The reason why the estimation was not successful is due to the narrow concept of the bankruptcy adopted for the analysis. In this paper, an extended concept of bankruptcy is proposed for the better probability estimation. It is a failure of sustainability.

1. はじめに

いわゆる倒産予測とは、過去に蓄積された倒産データからその共通因子を発見し、倒産に関わるメカニズムを分析し(倒産分析)、これらを企業倒産の予測に利用するプロセスである。

しかし、従来、「倒産」という概念は狭く解れており、現実には倒産に至らずに、他の企業の傘下に入り、大量の従業員の解雇などにより、それまでの企業文化が全くといっていいほど入れ替わる場合も現実には少なからず存在する。しかし、これらは法的には倒産ではないため、倒産分析や倒産予測では「倒産」ではないとされて、当初の倒産分析や倒産予測からは外れてしまう結果となる。このことによって、倒産分析や倒産予測が困難とされる原因の一つに挙げられている。

† 愛知工業大学 経営情報科学部
マーケティング学科(豊田市)

例えば下記の事例は実質的には倒産であっても、政府機関の産業再生機構の支援を受けただけであり、倒産には含まれていない。経営者も変わり、従業員も大きく入れ替わったので実質的な倒産とみて差し支えない。

| 支援決定 | 支援企業(支援額億円) | 支援終了 |
|-------------|-------------|-----------|
| 2003 年 8 月 | 九州産業交通 274 | 05 年 12 月 |
| 2003 年 8 月 | ダイア建設 1,327 | 05 年 08 月 |
| 2003 年 8 月 | うすい百貨店 120 | 05 年 11 月 |
| 2003 年 10 月 | 三井鉱山 1,658 | 05 年 03 月 |
| 2004 年 05 月 | カネボウ 995 | 05 年 12 月 |
| 2004 年 06 月 | カスカイネット航空 6 | 07 年 03 月 |
| 2004 年 09 月 | 大京 1,765 | 05 年 04 月 |
| 2004 年 12 月 | ダイエー 4,050 | 06 年 11 月 |
| 2004 年 12 月 | ミサワ 1,400 | 06 年 03 月 |
| 2005 年 02 月 | 釜屋旅館 16 | 06 年 05 月 |
| 2005 年 02 月 | 金屋ホテル観光 49 | 06 年 04 月 |
| 2005 年 02 月 | 奥日光小西ホテル 5 | 05 年 11 月 |

(出典:中日新聞「産業再生機構が解散」2007 年 3 月 16 日)

これ以外にも、倒産寸前の企業であっても、M & A などの方法で吸収合併されることで、倒産を回避される場合もある。また、企業倒産はそれまで業績が好調とされてきた企業に対しても、突発的な事故への対応のまずさから倒産に至ることもありうる(2002 年 4 月の雪印食品の廃業)。

そこで従来の「倒産」概念を整理し、これを拡張することによって、従来からの倒産分析や倒産予測の精度を向上出来ないかと考えられる。新聞報道などでは、倒産よりも緩やかな概念として、経営破たん、経営行き詰まり、廃業、消滅、身売り、救済合併などという用語が広く用いられているが、これらの事象を含んだ「企業の持続」という概念を従来の「倒産」の概念に代えて用いることを提言し、その理論的な背景を検証するものである。

本稿では、理論的な概念整理を行うのみであり、

「持続」概念の有用性に対して統計的検証は行っていない。それは他の機会に論じたい。

2. 倒産分析や倒産予測に関する概念整理

2.1. 情報の利用者

一般に倒産分析や倒産予測を必要とする利用者を列挙すれば以下の通りであり、これら利用者毎のニーズに基づいた倒産概念が用いられている。

- (a) 売掛債権管理を行う事業企業
- (b) 貸出債権管理を行う金融機関
- (c) BIS規制への対応が必要な金融機関
- (d) 事業会社や金融機関に信用情報を提供する信用調査会社
- (e) 社債のクレジットリスク評価が必要な社債市場の投資家
- (f) ゴーイング・コンサーン監査の結果を意見表明する監査法人
- (g) 会社更生などの可能性について決定が必要な法曹関係者
- (h) 就職希望者
- (i) 不動産の長期賃貸を行う不動産投資家
- (j) 下請け企業
- (k) 税務関係者
- (l) 地域コミュニティー

これら利用者毎に、倒産分析や倒産予測の分析期間の長短には差がある。例えば、売掛債権管理を行う事業企業であれば、売掛債権回転期間が分析期間であるし、金融機関は貸付機関、監査法人は決算期末から翌 12 ヶ月間、就職希望者であれば少なくとも 40 年間の倒産予測を求めるであろうし、不動産投資家にとっては不動産の耐用年数である 50 年を最大分析期間と考える場合もある(鉄骨鉄筋コンクリート構造のオフィスビルの場合)。

以下では、論点を整理するために、上記(a)、(f)、(g)、(k)、(l)について、概念を整理したい。

2.2. 法的整理

倒産処理を法律(倒産法)に則って行う手法を法的整理という。法的定義のある手続きは、法的倒産処理手続といい、下記のいわゆる倒産5法がある

- | |
|----------|
| (1) 破産 |
| (2) 会社更生 |
| (3) 民事再生 |
| (4) 会社生理 |
| (5) 特別清算 |

これに特別調停、国有化(特に金融機関の場合)を加える場合もある。

2.3. 私的整理

私的整理とは、債務者である企業が主要債権者と協議の上、債務整理を行う手法をいう。したがって、その合意内容はすべての債権者には及ばず、あくまでも合意した債権者のみにしか効力は及ばない。その結果、法的整理の場合と異なり、主要債権者である金融機関だけに債権放棄等の支援を要請し、他の一般債権者の債権をカットしないことが可能となる。

また、これは任意整理ともいわれ、清算型と再建型がある。再建型のなかには、債務の弁済期日の猶予のみのものから、債権放棄を伴うものまでさまざまなバリエーションがある。私的整理は関係当事者の合意によって手続が進められるため、一定の方法は存在しない(私的整理ガイドラインが通商産業省から公表されている)。

法的整理であれ私的整理であれ、企業の法的な存続という観点からは、いずれの場合でも可能である。

2.4. 事実上の倒産

倒産という用語は法律用語ではないため、通常、以下に挙げる6つのケースのいずれかに該当すると認められた場合を「倒産」と定め(帝国データバンク「倒産の定義」)、(1)を法的整理と私的整理に加えて「事実

上の倒産」の定義としている。

- | |
|---------------------------------|
| (1) 2回目の不渡り手形・小切手を振り出し、銀行取引停止処分 |
| (2) 私的整理(代表が倒産を認めた時) |
| (3) 裁判所に会社更生法の適用を申請 |
| (4) 裁判所に民事再生法の手続き開始を申請 |
| (5) 裁判所に破産を申請 |
| (6) 裁判所に特別清算の開始を申請 |

その発行した手形・小切手が不渡りとなると、手形交換所から手形交換所規則に基づく「不渡り処分」を受け、全金融機関に通知されることとなっている。さらに、6ヶ月以内に2度の1号不渡りを出すと銀行取引停止の処分を受け、この処分を受けると、金融機関と当座取引・貸出取引が2年間できなくなる。この銀行取引停止処分を受けること仮に会社自体は存続しても企業活動が事実上は不可能になる。

2.5. 会計監査上のゴーイング・コンサーン

200年3月期から、ゴーイング・コンサーン(継続企業)の前提に関して経営者と監査人(公認会計士・監査法人)が検討を行い、疑義があれば開示することが、監査基準の改訂等により義務づけられた。

日本公認会計士協会監査基準委員会報告書第22号によれば、ゴーイング・コンサーンとは、会社が将来にわたって事業を継続していくという前提のことをいう。これは固定資産の取得原価主義、減価償却制度、繰延税金資産の計上など、現在の会計制度の多くは継続企業の前提によって成立していることによる。

平成15年3月期より、このゴーイング・コンサーンについて、監査人と経営者が検討を行うことが義務づけられている。

同報告書によれば、継続事業の前提が成立していない一定の事実として下記を挙げており、法的整理や私的整理の外に、ここでは(6)と(7)とが追加されている。

- | |
|------------------------|
| (1) 更生手続開始の決定の取り消し、更生計 |
|------------------------|

- 画の不認可
- (2) 再生手続開始の決定の取り消し、再生計画の不認可
 - (3) 整理開始後の破産宣言
 - (4) 破産の申し立て
 - (5) 特別清算の申し立て
 - (6) 関係者の協議等による事業継続の中止に関する決定
 - (7) 行政機関による事業停止命令

が不可能であると認められる場合
(この場合には、債務者に対する書面による債務免除額が貸倒損失の額となる)

2.6. 税務上の債権の貸倒損失

法人税法が売掛金等の売掛債権に貸倒損失を認める場合は次の 3 つに限定されている。

- (1) 法律上の貸倒(法律上の債権の切り捨て)
- (2) 事実上の貸倒(全額回収不能)
- (3) 形式上の貸倒(取引停止後 1 年以上回収不能等)

法人税法では、貸し倒れについてはより厳格な基準を設定している。

2.6.1. 法律上の貸倒

対象となる貸倒となる債権は、売掛金・受取手形などの売掛債権の他に、貸付金等の債権を含んだ貸金等が対象となる。

貸倒損失として損金の額に算入できる金額は、次の事実によって切り捨てられた金額となる。

- a) 会社更生法による更正計画の許可
- b) 商法による特別清算に係る協定の許可または整理計画の決定
- c) 民事再生法の再生計画認可の決定
- d) 私的整理による次のような関係者協議があった場合
債権者集会の協議決定で合理的基準によるもの
行政機関または金融機関その他の幹旋による協議契約で合理的基準によるもの
- e) 債務超過が相当期間継続し、貸金等の弁済

2.6.2. 事実上の貸倒

貸倒債権には、売掛金・受取手形等の売掛債権の他に貸付金等の債権を含んだ貸金等が対象である。債務者の資産状況・支払能力等からみて、その全額が回収できないことが明らかな場合(担保物がない場合に限る)に認められる。

2.6.3. 形式上の貸倒

この場合の貸倒となる債権は、売掛金・受取手形などの売掛債権に限られ、貸付金等の貸付債権には適用がない。この貸倒損失が認められるのは、次の場合をいう。

- a) 継続取引を行っていた債務者について、資産状況・支払能力等が悪化したため取引停止し、その後 1 年以上経過した場合
- b) 同一地域の債務者について、その有する売掛債権の金額が、その取り立て費用に満たない場合で、支払催促しても弁済が無い場合。
なお、取引停止日とは、次のうち一番遅い日をいう。
実際の取引停止の日
最後の弁済を受ける予定の日
最終の弁済を実際に受けた日

2.7. 持続の失敗

ここで、企業の持続可能性は、単に企業内部の者や取引関係者のみならず、より広い地域コミュニティをも含んだ関係を有する。「持続(sustainability)」概念は、1987 年に「環境と開発に関する世界委員会」(委員長:ブルントラント・ノルウェー首相(当時))が公表した報告書「Our Common Future」の中心的な考え方として取り上げた概念で、「持続可能な開発」としてしばしば用いられる。これは「将来の世代の欲求を満たし

つつ、現在の世代の欲求も満足させるような開発」のことを言う。この概念は、環境と開発を互いに反するものではなく共存し得るものとしてとらえ、環境保全を考慮した節度ある開発が重要であるという考えに立つ。

企業においても、企業の社会的責任論(CSR)の立場から環境報告書が公表されることが少なくない。例えば、環境報告書ネットワーク(NER)研究会がこれを受けて2002年9月に公表された2001年度活動報告書でも、「企業の持続可能性」をテーマに検討を加えている。持続可能性の対象が企業の持続可能性ではなく、自然・人間環境の持続可能性を指す文献も少なくないが、CSRの観点から見れば長期的にはいずれの見解も相反関係ではなく、収斂する関係にあるといえよう。

持続という考え方からは、単に倒産や事業の法形式上の継続ではなく、より長期間における環境面も十分に含んだ企業の継続性が求められている。例えば資源枯渇や環境悪化をもたらすような企業活動は企業の持続にはならない。

3. 「倒産」概念から「持続の失敗」概念へ

3.1 「持続の失敗」の意義

上記でもいくつかの概念整理を行ったが、「倒産」という事実は深刻な影響を社会生活に及ぼすにもかかわらず、意外にも定義が確立していないことが分かった。このように定義すら定まらない中では十分な倒産分析や倒産予測が出来るはずもない。

つまり単なる倒産概念では法的や監査上の技術的な側面を克服していないから、倒産分析や倒産予測が可能とならないともいえる。

しかし、企業の「持続の失敗」を「倒産」と置き換えれば、以上に述べたすべての特徴も「持続の失敗」となる。つまり、下記のすべてが該当する。

- | |
|----------|
| (1) 破産 |
| (2) 会社更生 |

- | |
|--|
| (3) 民事再生 |
| (4) 会社生理 |
| (5) 特別清算 |
| (6) 回目の不渡り手形・小切手を振り出し、銀行取引停止処分 |
| (7) 私的整理(代表が倒産を認めた時) |
| (8) 関係者の協議等による事業継続の中止に関する決定 |
| (9) 行政機関による事業停止命令 |
| (10) 債務超過が相当期間継続し、貸金等の弁済が不可能であると認められる場合 (この場合には、債務者に対する書面による債務免除額が貸倒損失の額となる) |
| (11) 継続取引を行っていた債務者について、資産状況・支払能力等が悪化したため取引停止し、その後1年以上経過した場合 |
| (12) 同一地域の債務者について、その有する売掛債権の金額が、その取り立て費用に満たない場合で、支払催促しても弁済が無い場合。なお、取引停止日とは、次のうち一番遅い日をいう。 |

- | |
|---------------|
| 実際の取引停止の日 |
| 最後の弁済を受ける予定の日 |
| 最終の弁済を実際に受けた日 |

以上に加え、「持続の失敗」には、主要工場の閉鎖や海外移転、従業員の大幅なリストラ、M & Aによる被吸収合併など従来からの企業文化を破る企業変革も含まれるとする。あるいは、場合によってはライブドア社のように上場廃止という事実も同社の企業文化を大きく変えるものであるから、持続の失敗に含めることも出来よう。

その結果、大日方¹がしてきたように、ダイエー、カネボウ、UFJ銀行などは実質的に経営破綻しているが再生決定や合併承認まで長期を要する場合においても、持続の失敗という観点からは分析や予測の研究で倒産と同様に取り扱うことが出来る。また、倒産に関わ

るメカニズムを分析することの重要性を指摘しており、メカニズムの検討がなされていない単なる倒産予測はデータマイニングに過ぎないと指摘しているが、倒産の概念を拡張して、より常識的な概念である「持続の失敗」というものに置き換えれば、このようなメカニズムの分析において、法律や会計上の定義問題上の拘束から逃れられることとなる。

なお、白田²は、倒産発生のメカニズムを検討し、企業の資金欠如という現象に着目し、個々の企業の経営管理能力の問題に求めているが、持続の失敗においては資金欠如の有無に関わらず、村上ファンドに見られるような強引な M & A による持続の失敗はありうるのである。

3.2 「持続の失敗」による再検討

持続の失敗という概念を用いれば、その失敗は限られた場合に限定される。例えば、以下の通りである。

- | |
|-------------------|
| (1) 製造に関する戦略上の失敗 |
| (2) 販売における戦略上の失敗 |
| (3) 管理における内部統制の失敗 |
| 法務 |
| 労務 |
| IT |
| リスク |
| カントリー・リスク |
| 知財 |
| (4) 財務における戦略上の失敗 |

このことは、政府や親会社による「死に体」状態にある企業は既に持続の失敗に入るから、いつの時点で倒産したかどうかなどという枝葉末節な現象問題から脱却できるのである。

上記(1)から(4)までの活動は、日本版 SOX 法でもモニタリングが可能となりつつある。また、阪神大震災に見られたようにイベントリスク(天災)は企業活動に多大な影響を与えるが、企業の持続に関するようなリスクではなかったことは、現在の阪神電鉄や神戸製鋼所の活況を見るまでもない。

この意味で、倒産から持続の失敗への概念拡張は有用なものと思われるし、その実証研究を継続したい。

¹ 大日方隆：研究報告4 倒産予測モデルの構築とゴーイング・コンサーン監査 比例ハザードモデルを中心に、倒産予測モデルの構築とパフォーマンスの検証、日本会計研究学会スタディグループ報告書 2004-2005

² 白田佳子：倒産予知の実務、p.32、日本経済新聞社、東京、2003

(受理 平成 19 年 3 月 19 日)